

令和5年5月2日

保護者の皆様

三鷹市立第三小学校
校長 山下 裕 司

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃から本校の教育活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。さて、報道等でもご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症は、5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することとなりました。これに伴い、今後の新型コロナウイルス感染症対策については、国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を参考に、従来の感染症対策の見直しを行い、児童が充実した学校生活を送ることができるよう、場面や状況に応じて基本的な感染症対策を施しながら、教育活動を進めてまいります。

記

- 1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方
 - 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、
 - ・家庭との連携による児童の健康状態の把握
 - ・適切な換気の確保
 - ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策を講じることが、引き続き重要です。感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じません。
 - 学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。
 - 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、
 - ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・児童・生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に行います。
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置
 - 児童の感染が判明した場合には、学校保健安全法に基づく出席停止とします。その際、児童が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な配慮を行います。
 - 学校の臨時休業については、現に学校内で感染が広がっている可能性に対して、児童の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間において対応します。
- 3 出席停止措置の取扱い等に関すること
 - 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童の出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。
 - 出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されていません。
 - 出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、当該児童に対してマスクの着用を推奨します。
 - 濃厚接触者としての特定は行われなかったこととなるため、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象としません。

【裏面に続く】

4 その他

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないようお願いします。その際、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限しているものではありません。
- 何か不安なことなどありましたら、学校までご連絡ください。
- 廃止となる通知文等
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症に対応した三鷹市立小・中学校における学校運営ガイドライン（一部改定）」（令和5年4月1日付け三鷹市教育委員会）
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症に対する学校の対応について」（令和5年4月5日付け本校配布文書）

【担当】

副校長	大 田 諭
電 話	0422-43-2128